番	号	質問	回答	
	ı	どうやって利用申請をするのでしょうか?	令和7年2月7日(金) 17:00までに、市のHPに掲載している「申込専用フォーム」から申込みをお願いします。令和7年2月末頃、電子請求開始手続に係る招待メールをお送りします。	
	2	すぐに登録し利用することができませんが登録期限はあるでしょうか?	令和7年4月からの稼働に向けて登録作業を行うため、令和7年2月7日(金) 17:00までに申込みをお願いします。なお、期限後の申込方法及びサービススタート時期は、3月以降に市HPでお知らせする予定です。	-
,	3	招待メールについて、「アンケートにご入力いただいたメールアドレスへ招待メールを 送ります」とありますが、アンケートとは電子請求書申込フォームのことですか?また、 招待メールは「市から送信される」とのことですが、現在取引している各室部様より 届くとの認識で宜しいでしょうか?	アンケートとは電子請求書申込フォームのことです。招待メールは現在取引をしている市の各室課から送信します。なお、・令和7年2月7日(金)までに申込フォームに御回答頂いた事業者様に、市から招待メールを送信するときは、令和5年度以降に支払実績のある室課分の招待メールが「通にまとまって送られます。・令和7年4月以降に市から送る招待メールは、「通ずつ都度送信されます。・令和7年4月以降に市から送る招待メールは、「通ずつ都度送信されます。・・招待メールを受信後、どの室課から届いているのか、BtoBプラットフォーム請求書画面「発行先管理→つながっている発行先」で御確認下さい。資料:『吹田市電子請求サービス操作マニュアル』p5「〈BtoBプラットフォーム請求書発行TOP画面〉」	1/31
4	4	複数の課にご請求書を発行予定です。各課からの招待が必要でしょうか?	各室課からの招待が必要です。	
!	5	登録する代表者は、本社代表者でしょうか。吹田市と契約する支店の代表者でしょうか?	業者登録と同じ内容で登録をお願いします。支店で市と契約する場合については、支店の会社情報(住所・代表者職・氏名など)の御登録をお願いします。 資料:『吹田市電子請求サービス操作マニュアル』のp5「招待メール受信後のログイン設定」を御確認下さい。	
·	6	代表者印の登録は必要ですか?	本市に発行していただく電子請求書については、代表者印は必須でありません。また、押印 がない場合でも、請求書に発行責任者及び担当者の記載は不要です。	
,	7	請求書の書式は印影ありの方が望ましいのでしょうか?	資料:『吹田市電子請求サービス操作マニュアル』のp33「請求書に代表者印を登録【必要に応じて設定】」を御確認下さい。	
	8	電子請求書では代表者押印は不要になるという認識で相違ないでしょうか。	本市に発行していただく電子請求書については、代表者印は必須でありません。	2/5更
(9	JVでの請求書を発行する場合は、JVのアカウント作成もしないといけないんでしょうか?	JV (共同企業体) でBtoBプラットフォームのアカウント登録が必要です。JVでBtoBプラットフォーム請求書の利用を希望される場合は、市の各室課から招待メールを送信する必要があるので、JVの情報で申込専用フォームから申込みをお願いします。ただし、BtoBプラットフォームに登録するメールアドレスは重複が出来ませんので、別途JV用のメールアドレスで申込みをお願いします。	
I	10	紙の請求書は廃止でしょうか?		
١	П	BtoBでの請求は義務ですか?		
١		4月以降は従来通りの紙の請求書の発行では請求ができなくなるのでしょうか? 電子請求サービスは必須なのでしょうか?電子請求書アップロードではなく、請求書		
_		電子請求り一とへは必須なのでしょうか? 送付先変更で対応はできないのでしょうか?	また、御都合に合わせて、電子請求書と紙の請求書を使い分けていただいても問題ありませ	
١	14	電子請求書システムを使用しなければ今後請求が出来なくなるのでしょうか?	د. د	
-	15 16	電子請求書システムに登録後、実際の請求書提出時に紙での提出をしても問題ないでしょうか?(自社内の他部門では紙での提出が必要な場合もあるため。) 請求書、紙との併用の可能ですか?		
ı	17	BtoBをトライした後、こちら都合で従来式に戻す事は可能ですか?	BtoBプラットフォームの登録後に、従来の紙の請求書に戻していただいても問題ありません。	
١	18	電子請求を申し込んだ後、紙の請求書を利用に戻す、または併用することも可能でしょうか?	電子請求申込後に、紙の請求書に戻す、または併用いただいても問題ありません。	1/31
١	19	電子で発行するのは請求書だけですか?納品書は今まで通り紙でしょうか?	電子での発行は請求書のみです。納品書はこれまで通りの運用となります。	
2	20	現行の見積書のやり取りや、注文は「E 物品発注兼受領書」「D 納品書兼物品出納票」受け取りに行って納品先(役所内の部署・学校・施設など)へ提出する運用は今までと変更なく、請求書についてのみB to Bに移行されるという解釈でよろしいでしょうか?また、今の見積依頼の受け取りや見積書提出のやり取り、メールで発注や注文の受け取りなどの電子化の予定はございますか?	請求書のみBtoBプラットフォームにて電子発行が可能となり、見積書や「E 物品発注兼受領書」「D 納品書兼物品出納票」についてはこれまで通りの運用となります。また、現在のところ、見積書や発注書についてメールなど電子化の予定はございません。	
2	21	納品書兼物品出納票、物品確認書につきましては、従来通り各部署様にて発行されるのでしようか?	納品書兼物品出納票、物品確認書については、従来通りの運用となります。	
2	22	ご注文をいただく際に発注書を発行いただくと思いますが、同時に請求書がプラット フォーム上に表示される理解で宜しいでしょうか?どのタイミングで請求書が出るの か確認したいです。あと納品書と受領書、発注書は発行していただけるか回答お願 いいたします。	BtoBプラットフォームに請求書情報は自動で反映されませんので、事業者様にて入力が必要となります。 納品書と受領書、発注書はこれまで通りの運用となります。	
2	23	なぜ水道部は電子は無理なのでしょうか?エ事の場合、建築等の請求書の明細が かなり細かいがそれも全て明細設定でいけるのでしょうか?前もって請求書の記入 の仕方の例などはもらえるのでしょうか?	水道部は他の室課と会計システムが異なるため導入を予定していません。明細の入力が困難な場合は、別途作成いただいた明細書をPDFで添付いただいても問題ありません。なお、市の会計システム上、添付ファイルの容量は15MBまでとなっています。(BtoBプラットフォームでは20MBまで登録できるため御注意ください。)また、BtoBプラットフォームではExcel(xls、xlsx)、Word(doc、docx)、PDFが添付可能ですが、市の運用上、PDFで添付いただくようお願いします。請求書の入力方法については、資料:『吹田市電子請求サービス操作マニュアル』のp17「請求書作成~発行」を御確認下さい。	2/5 🦠
2	24	請求書とは別に明細書を発行していますが、こちらのシステムの明細入力では一括 の請求金額のみ入力し、明細書はPDFで添付してご提出可能でしょうか。明細が20 項目以上ありご検討をお願いいたします。また、添付書類には捺印はご必要でしょう か。	明細書をPDFで添付いただいても問題ありません。その場合、明細書に押印は不要です。なお、市の会計システム上、添付ファイルの容量は I 5MBまでとなっています。(BtoBプラットフォームでは20MBまで登録できるため御注意ください。)また、BtoBプラットフォームではExcel (xls、xlsx)、Word (doc、docx)、PDFが添付可能ですが、市の運用上、PDFで添付いただくようお願いします。	2/5
2	25	説明が早すぎて、わかりませんでした。 時間の予定なのに、30分しかなくて、質疑は一括回答ということでしたが、質問時間をチャットでもよいので設けていただきたかったです。		

カテゴリ	番号	質問	回答	
/	26	今回の対象となる利用所属は「水道部を除くすべての室課」とありますが、保育幼稚園室関連の幼稚園・保育園や、小・中学校などはどうなりますでしょうか。	幼稚園・保育園、小・中学校については、これまで通り、請求の内容に応じて担当の室課宛に 発行していただくようお願いします。	Ⅰ/3Ⅰ更新
制度・運用	27	よくある質問に「電子請求先に新たな部署を追加する場合は、どのような作業が必要ですか?」の回答として「追加する部署にその旨をご連絡ください」とありましたがその場合 ①事業者が部署の方に連絡②部署の方が市の電子請求ご担当者へ招待メール送信を依頼③電子請求ご担当者が事業者へ招待メール送信という手順があり②と③に必ずタイムラグが発生します。事業者はいつ招待メールが届くのかをその間注視しておかないといけません。無駄なく迅速に処理が進むよう、市が発注書を発行する時点で招待メールを送信していただけないでしょうか?	新たな部署を追加する流れは以下のとおりとなります。 ①事業者が取引部署に連絡 ②取引部署が招待メールを送信 なお、令和7年2月7日(金) 17:00までに、市のHPに掲載している「申込専用フォーム」から 申込みいただければ、令和7年4月からの稼働に向けた招待メールを令和5年度以降に支払 実績のある室課分まとめて 通のメールで送信します。	1/31更新
	28	登録のメールアドレスを請求業務担当者の個人アドレスにしたいのですが、担当者が変わるごとにメールアドレスを変更することは可能ですか?	メールアドレスの変更は可能です。	
	29	メール設定について、例えば「管理者」と「担当者」など複数のメールアドレスを登録 することは可能ですか?	複数のメールアドレス (社員情報:管理者と担当者等)をBtoBプラットフォームに登録することは可能です。 資料:『吹田市電子請求サービス操作マニュアル』のp30「BtoBプラットフォームに社員ID を追加」を御確認ください。	
	30	本支店、代表者は同一ですが、本支店内で異なる部署単位のアカウントを使用し、 部署ごとに請求を行うことは可能ですか?	部署ごとに請求を行うことは可能です。貴社のBtoBプラットフォームIDの管理者が、貴社の各部署の担当者情報を登録し招待することで、その担当者がBtoBプラットフォームID(担当者のメールアドレス)を保有することができます。 資料:『吹田市電子請求サービス操作マニュアル』p30「BtoBプラットフォームに社員IDを追加」を御確認ください。	Ⅰ/3Ⅰ更新
	31	請求元として、複数の部署を登録できますか?	「請求元」として貴社の各部署を登録することもできますが、請求書の請求元として表示されますので、「住所」及び「事業所・営業所名」欄は本市への業者登録と必ず一致させてください。各部署で使い分ける場合は、「部署名」欄で区別するようにしてください。なお、本店と支店それぞれで業者登録している場合は、請求元の登録ではなく、それぞれのアカウントを登録する必要がありますので御注意ください。資料:『吹田市電子請求サービス操作マニュアル』p12「〈請求元の登録〉」を御確認ください。	1/31更業
	32	請求した内容を.csvなどのデータとしてエクスポートすることは可能でしょうか?	発行済み請求書をCSVで出力することは可能です。	
操作・機能	33	システムを利用する費用は、発生しませんか?年会費等。	■市から招待された事業者様の利用料金は無料です。 一部オプションサービス(拡張機能)をご利用の際は、別途費用が発生します。※既に有料プランで利用中の事業者は除く。 ■別途有料オプション 一括アップロードや販売管理システムとの連携による自動発行で処理する場合は、別途費用がかかります。システム運営会社に問合せ下さい。 ・一括アップロードとは(10通/月まで無料): 貴社の販売管理システムから請求書データをCSV出力し、手動でアップロード作成する方法・自動発行とは:事業者の販売管理システムから請求書データを出力し、FTP/APIで自動発行する方法 資料:『「電子請求」概要について』のp9「よくある質問」を御確認下さい。	
	34	現在利用しているIDとの紐付けはどのようにするのでしょうか	資料:『吹田市電子請求サービス操作マニュアル』のp6「招待メール受信後のログイン設定 <すでにIDをお持ちの場合>」を御確認ください。	
	35	導入時、その後のサポートもしていただけますか?	BtoBプラットフォームに関する初期設定と操作に関しては下記サポート窓口へお問い合わせください。 ●電話によるお問い合わせ(自治体専用フリーダイヤル): <お問い合わせ先> 株式会社インフォマート サポートセンター 自治体専用フリーダイヤル 0120-982-153 ※平日(土・日・祝日を除く)10:00~12:00、13:00~17:00 ※夏季休暇、年末年始休暇については別途、ご連絡させていただきます。 ●電話以外のお問い合わせ: 操作マニュアルのp35の方法でお問い合せください。 資料:『吹田市電子請求サービス操作マニュアル』のp36「お問い合わせ」を御確認下さい。	
	36	完了報告書はファイル添付できるとの事ですが、完了写真も添付可能でしょうか。	添付ファイルは以下の拡張子のみ添付可能です。 Excel (xls、xlsx)、Word (doc、docx)、PDF ただし、本市の運用上、添付ファイルはPDFで添付いただきますようお願いします。 また、添付ファイルの容量は市の会計システム上、I 5MBまでとなっています。(BtoBプラット フォームでは20MBまで登録できるため御注意ください。)	2/5更新